

「知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 カ年計画」 の印刷配布に関する国務院の通知

国発〔2026〕30 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会及び各直属機関：

ここに「知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 カ年計画」を印刷配布するので、真摯に貫徹し、実施されたい。

国務院

2026 年 7 月 27 日

(本文は一部省略している)

知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 カ年計画

知識財産権は、国家発展の戦略的資源であり、国際競争力の中核的要素である。知識財産権強国の建設を加速するため、「中華人民共和国国民経済・社会発展第 15 次 5 カ年計画要綱」に基づき、本計画を策定する。

一、全般的要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導理念として堅持し、中国共産党第 20 回全国代表大会及び第 20 期中央委員会の各回全体会議の精神を深く貫徹し、第 20 期中央委員会第 4 回全体会議の方針及び措置を着実に実施し、新発展理念を完全かつ正確、全面的に貫徹する。知識財産権事業の質の高い発展を推進することを主題とし、改革・イノベーションを根本的原動力とし、中国の特色を備え、世界水準に達した知識財産権強国を建設するという目標を明確に据え、知識財産権の創造、活用、保護、管理及びサービス提供の水準を全面的に向上させる。知識財産権分野における国際協力と競争を総合的に調整し、知識財産権と経済・社会発展との深い融合を加速し、中国式現代化の実現を力強く支える。

2030 年までに、中国の知識財産権の総合力及び国際競争力を一層強化し、知識財産権保護を一層強固なものとし、知識財産権の市場価値を一層顕在化させ、知識財産権公共サービスの質を一層高め、知識財産権総合管理体制を一層効率化し、知識財産権分野の国際協力を一層深化させ、知識財産権強国の建設において決定的な進展を遂げる。

コラム 1 第 15 次 5 カ年計画期間における知識財産権発展の見通し指標			
番号	指標	2025 年	2030 年
1	人口 1 万人当たりの高価値特許保有件数（件）	16	>22
2	知識財産権（専利）集約型産業の付加価値額が国内総生産に占める割合（%）	13.38*	14.60
3	著作権産業の付加価値額が国内総生産に占める割合（%）	7.46*	7.53
4	知識財産権等使用料の輸出入総額（億元）	[19600]	[20000]
5	地理的表示製品の直接生産額（億元）	9690*	11000
6	知識財産権保護に対する社会満足度（点）	82.81	83.90

注：①「人口 1 万人当たりの高価値特許保有件数」とは、人口 1 万人当たりの自国居住者が保有する、中国国家知識財産権局の権利付与を受けた、次のいずれかの条件を満たす有効な特許の件数をいう。1. 戦略的新興産業の特許、2. 海外にパテントファミリーに属する専利権を有する特許、3. 権利維持期間が 10 年を超える特許、4. 国家科学技術賞又は中国専利賞を受賞した特許。②〔 〕内は 5 年間の累計値である。③「*」印は 2024 年のデータである。

2035 年を展望すると、中国の知識財産権分野の総合競争力は世界の上位に入り、知識財産権制度は体系的かつ完備したものとなり、知識財産権によってイノベーション及び起業の活発な発展が促進され、社会全体の知識財産権文化に対する自覚がおおむね形成され、知識財産権に関するグローバルガバナンスに全方位かつ多層的に参画する国際協力の枠組みがおおむね形成され、中国の特色を備え、世界水準に達した知識財産権強国がおおむね実現される。

二、全面的なイノベーションを支える知識財産権保護環境を継続的に最適化する

（一）知識財産権法制度を整備する

知識財産権関係法令を整備する。知識財産権に関する基礎法制研究を強化し、知識財産権の保護及び活用制度を改善・充実させる。専利関係法制度を継続的に整備する。商標法及びその実施条例の全面的な改正を推進し、商標保護範囲の拡大を検討する。適時に、著作権法に関連する行政法規及び規章の改正を推進し、著作権集中管理制度を整備する。半導体集積回路の回路配置に関する行政法規及び規章を改正する。地理的表示に関する個別立法及び関係部門の連携による保護を継続的に推進する。植物新品種保護条例実施細則の改正を加速する。営業秘密保護制度を整備する。知識財産権分野の独占禁止制度を整備する。知識財産権事件の裁判特性に適合する特別手続に関する法制度を研究する。知識財産権税関保護条例の改正を加速する。中医薬の伝統的知識保護条例を制定・公布する。伝統的知識及び民間文芸等のアクセス及び利益配分制度の整備を強化する。

新興分野の知識財産権保護制度及び特定分野の保護ルールを整備する。アルゴリズム、AI 生成物及びプラットフォーム経済の発展に関連する知識財産権保護ルールを整備する。データに係る知識財産権の保護ルールの構築を検討する。オープンソース知識財産権ライセンスに関するルー

ルの研究を強化し、国内オープンソース・コミュニティの整備を支援する。オンライン出版、オンライン視聴覚コンテンツ、オンライン文学・芸術等の分野における著作権保護制度及び取引ルールを整備する。医薬品専利紛争早期解決メカニズムを継続的に最適化する。宇宙ステーションにおける知識財産権保護ルールを整備する。無形文化遺産、中医薬等の分野における知識財産権保護を強化する。遺伝資源の持続可能な利用及び利益配分を推進し、重要な遺伝資源の国外流出リスク評価を強化する。

コラム 2 戦略的新興産業知識財産権保護事業

政策支援を拡充し、戦略的新興産業における自主知識財産権の創造及び蓄積能力を高める。知識財産権重点保護産業リストを整備し、迅速な予備審査、迅速な権利確定及び迅速な権利擁護等のワンストップ知識財産権保護を提供し、知識財産権迅速保護機関が産業分野別に戦略的新興産業知識財産権保護連盟を設立するよう誘導する。戦略的新興産業における知識財産権鑑定及び技術調査を強化し、専門化、情報化及びインテリジェント化された知識財産権保護能力支援体系を構築する。戦略的新興産業における知識財産権リスクの早期警戒を強化し、重大な安全リスクを防止し、解消する。

コラム 3 中医薬知識財産権保護事業

専利、商標、著作権、地理的表示、営業秘密等の各種知識財産権を総合的に活用し、中医薬を全面的に保護する。中医薬技術のイノベーション活動を奨励し、中医薬分野の先進技術・設備の研究開発における知識財産権保護に適切に取り組む。中医薬の特徴に適合する専利権侵害判断基準を整備し、中医薬の知識財産権を侵害する行為を法に基づき処罰する。中医薬の古典的名処方及び少数民族医薬の発掘、活用及び保護を強化し、中医薬産業知識財産権活用センターの整備を推進する。中医薬の伝統的知識保護データベースの整備を強化する。道地漢方薬材の地理的表示保護を強化し、漢方薬材の地理的表示と特色産業の発展、歴史・文化の継承等との有機的融合を推進する。漢方薬材の植物新品種権保護を強化し、中医薬の伝統的ブランド及び老舗ブランドの保護を強化する。

(二) 知識財産権保護体系を整備する

知識財産権の司法保護を強化する。知識財産権事件の上訴審理制度の整備を推進し、知識財産権に係る民事・刑事・行政事件の「三合一」裁判体制の改革を一層推進し、事件審理の専門化、管轄の集中化及び手続の集約化を特徴とする裁判体系の構築を推進する。知識財産権事件における司法判断基準及び法適用の統一を推進する。知識財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度を継続的に整備し、知識財産権を著しく侵害する行為を法に基づき処罰する。知識財産権分野における虚偽訴訟、悪意ある訴訟及び知識財産権の濫用を防止し、取り締まる。当事者の申立てに基づく知識財産権紛争に係る行政調停合意の司法確認制度を一層検討する。知識財産権分野の独占禁止及び不正競争防止に関する司法対応を強化する。各種所有制経済の知識財産権を侵害する行為について、同等の責任、罪及び処罰を適用し、刑事手段による知識財産権分野の経済紛争への介入を防止し、是正する。知識財産権事件に対する検察監督等の業務に協力する。「専門性＋仕組み＋ビッグデータ」による新たな警察実務運営モデルを整備し、各種知識財産権侵害犯罪を法に

基づき厳しく取り締まり、警察・企業間の連携サービスを強化し、企業による知識財産権リスクの防止を指導する。

知識財産権の行政保護を強化する。重点製品、重点分野、重点市場及び重点段階に重点を置き、知識財産権侵害及び模倣に係る違法行為を取り締まる各種特別取締活動を継続的に実施する。知識財産権に関する行政法執行、行政裁決及び行政調停の事件処理体制を強化する。知識財産権に関する行政法執行の専門的指導を強化し、知識財産権分野の行政裁量基準を整備する。独占禁止法執行を強化し、知識財産権を濫用して競争を排除し、又は制限する行為を法に基づき取り締まる。行政裁決の標準化整備を進め、専利紛争の行政裁決・調停事件処理ガイドライン及び著作権紛争調停事件処理ガイドラインを策定し、権利侵害判定基準を整備する。重点産業に重点を置き、行政裁決により専利・著作権紛争を迅速に解決し、裁決結果を効率的に執行することを推進する。専利紛争に係る行政裁決と行政上の権利確定事件との連携処理を強化する。知識財産権鑑定機関の育成及び管理を強化し、鑑定業務の標準化及び専門化の水準を高める。正規版ソフトウェア利用の徹底を継続的に推進し、教育、保健医療等の重点分野における正規版ソフトウェア利用の徹底を強化する。種苗産業の知識財産権保護及び活用推進活動を引き続き実施する。全国営業秘密保護イノベーション試行事業を一層推進する。知識財産権の税関保護を強化する。

コラム 4 営業秘密保護事業

重点分野における業界別・専門分野別の営業秘密保護ルール及びガイドラインを策定する。条件を備えた地域が涉外営業秘密権利擁護センターを整備することを支援し、国境を越える営業秘密保護に関する指導及び調整を強化する。営業秘密紛争に関する海外での権利擁護支援を強化し、企業が海外展開の過程における営業秘密リスク防止意識及び紛争対応能力を高めるよう指導する。営業秘密保護サービス拠点の整備を積極的に推進し、サービスネットワークを整備する。専門的かつ標準化された営業秘密鑑定機関を育成し、鑑定機関のサービス水準を高める。営業秘密管理システム認証を実施し、企業による営業秘密管理水準の向上を推進する。

知識財産権の連携保護を整備する。知識財産権紛争の解決ルートを拡充し、地域横断的・部門横断的な知識財産権保護協力を強化する。知識財産権の行政保護と司法保護との連携メカニズムを整備し、行政法執行基準と司法判断基準との統一を促進する。国家級知識財産権保護センター及び迅速権利擁護センターの質の高い発展を推進し、知識財産権紛争の迅速処理能力を強化し、権利擁護支援を拡充する。有機的に接続し、連携して機能する、効率的かつ利便性の高い知識財産権紛争調停業務モデルを構築・整備する。知識財産権紛争に係るオンライン訴訟・調停連携を継続的に深化させる。知識財産権紛争調停組織の標準化整備を強化する。公証機関が知識財産権保護の各段階で公証サービスを提供することを推進する。知識財産権仲裁機関の能力整備を強化し、知識財産権専門仲裁規則の整備を推進し、全国知識財産権仲裁機関推奨リストを作成する。重点業界が知識財産権に関する自主規制規約を策定するよう指導し、企業のコンプライアンス経営及び公正な競争を促進する。

(三) 涉外知識財産権保護を強化する

涉外知識財産権紛争の処理水準を高める。涉外知識財産権保護体系を整備し、リスク防止能力を強化し、知識財産権をめぐる国際紛争に適切に対応する。涉外知識財産権司法事件の審理及び

検察監督に協力し、涉外知識財産権行政事件への対応・処理を強化し、各種事業主体の平等待遇を法に基づき保障する。涉外知識財産権に関する貿易調査、訴訟等の紛争に対するモニタリング及び早期警戒を強化し、涉外知識財産権政策の研究を深化させる。越境電子商取引における知識財産権保護を強化する。涉外知識財産権紛争事例データベースを構築する。

涉外知識財産権の擁護に関する指導を強化する。海外知識財産権紛争対応支援メカニズムを整備し、等級別・類型別に支援サービスを提供する。商工会議所、業界団体、越境電子商取引プラットフォーム等の組織が、涉外知識財産権擁護支援プラットフォームを構築することを奨励する。保険機関が市場原理に従って涉外知識財産権関連保険業務を展開することを奨励する。企業が涉外知識財産権擁護相互扶助基金を設立することを支援する。主要海外展示会における知識財産権擁護の指導を強化し、企業の海外展示会出展時の権利擁護支援を拡充する。

三、経済の質の高い発展を促進する知識財産権活用の実効性を大幅に高める

(四) 知識財産権の移転・実用化及び活用能力を強化する

知識財産権の移転・実用化及び活用に関する良好なエコシステムを育成する。知識財産権要素市場の育成及び発展を加速し、全国知識財産権活用・流通プラットフォーム体系を整備し、金融、教育、科学技術、産業等の各種プラットフォーム及び基盤との連携を強化する。大学地域技術移転・実用化センターを活用し、大学の専利等の科学技術成果と企業ニーズとの的確なマッチングを強化する。リスクが高く、実用化が困難な専利技術について、先行使用・後払い、先行実用化・後出資等の実用化モデルを積極的に普及させる。専利オープンライセンス制度を全面的に実施する。全国著作権取引サービス体系の整備を推進し、著作権の権利確定、ライセンス許諾及び取引能力を強化し、著作権の国際取引サービス水準を高める。知識財産権取引価格の統計・公表を試行する。公的資金による研究プロジェクトから生じた専利に関する申告制度の実施範囲を段階的に拡大し、関連専利の質及び実用化効果に対する追跡モニタリングを強化する。

知識財産権の権益配分改革を深化させる。職務上創出された科学技術成果について研究者等に権利を付与する改革を深化させ、当該成果に係る資産の分離管理制度を確立し、専利実用化において職務を適正に遂行した場合の免責及び失敗許容メカニズムを整備し、権利と義務が均衡する知識財産権収益配分メカニズムを整備する。産学研連携イノベーションにおける知識財産権の標準的管理を強化し、各当事者が権益の帰属及び配分ルールを明確にするよう誘導する。質及び価値を重視する方針を強化し、国有企業・事業体が知識財産権に関するインセンティブ政策及び業績評価を継続的に最適化するよう誘導する。研究者が知識財産権の評価額による現物出資、収益分配等の方式により科学技術成果の移転・実用化に参画することを支援する。移転・実用化及び活用の長期的メカニズムを整備し、大学及び研究機関における事業化見通し分析を中核とする専利出願前評価制度を整備し、専利の継続的棚卸し及び等級別管理を強化する。

知識財産権金融を積極的かつ着実に発展させる。知識財産権金融エコシステム総合試行を実施する。知識財産権担保融資、証券化、保険、ファンド等の金融商品のイノベーションを推進し、金融データと知識財産権データとの共有を強化する。知識財産権金融業務におけるリスク分担及び補償を深化させ、知識財産権担保融資リスク補償の事前実施モデルを普及させる。知識財産権

価値評価体系を整備し、専利、商標及び著作権の評価基準を整備する。全国知識財産権質権設定情報プラットフォームを十分に活用する。知識財産権の質権設定登録手続の利便化を継続的に推進し、知識財産権担保融資実行累計額の合理的な増加を促進し、知識財産権担保融資の恩恵を受ける企業数及びその対象範囲を一層拡大する。品種権出願前評価の実施を奨励し、品種権の質権設定登録及び譲渡登録に関する管理制度を整備する。知識財産権担保目的物の集中取得・保有を試行する。

(五) 新質生産力の発展を促進する知識財産権供給を拡大する

重要中核技術のブレークスルーに貢献する。重点分野の重要中核技術をめぐり、高価値専利及び専利ポートフォリオを育成・発掘する。基盤ソフトウェアをめぐり、質の高い著作権及び著作権関連製品を育成・発掘する。科学技術イノベーション重大プロジェクトにおける戦略的専利ポートフォリオの構築及び知識財産権の全プロセス管理を強化する。応用型重大科学技術課題における専利指向型研究開発管理を強化する。知識財産権分析及び戦略配置と技術的ブレークスルーとの連携を強化し、知識財産権管理と重点設備プロジェクト管理との深い融合を促進する。重要中核技術を保有する企業、研究機関等が科学技術秘密保持制度及び措置を整備するよう促進する。

産業のイノベーション及び発展を後押しする。専利ナビゲーション事業を一層実施し、新興産業及び未来産業に重点を置き、専利ナビゲーションによる産業発展支援能力を継続的に高める。産業知識財産権イノベーション連合体の設立を誘導し、産業知識財産権活用センターの役割を十分に発揮させ、重点産業におけるパテントプールの構築を指導する。専利集約型産業を大いに発展させ、専利集約型製品の育成及び普及を強化する。ブロックチェーン、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能等の新技術・新産業の発展を促進する著作権サービス及び保障を強化する。標準必須専利の公平かつ合理的なライセンス許諾及び利用を一層強化し、国際標準必須専利専門データベースを構築・整備し、専利と国際標準の策定との効果的な連携を積極的に推進する。商標登録に関する新たなニーズに対応し、新産業、新業態及び新モデルにおける商品分類を適切に行う。デジタル技術及びグリーン技術に係る専利の産業利用を強化し、デジタル経済中核産業の特許及びグリーン・低炭素技術の特許の有効件数を着実に増加させる。

コラム 5 知識財産権と人工知能の双方向エンパワーメント事業

知識財産権により人工知能技術のイノベーションを促進する。専利出願における AI 利用申告制度を研究する。適時に AI 関連の特許出願ガイドラインを改正する。仮想現実、拡張現実等のデジタル分野における意匠保護の対象を研究し、適時に動的 GUI の提出ルールを調整する。人工知能の発展に適応する著作権制度を整備する。

人工知能技術の知識財産権分野における活用を強化する。マルチモーダル大規模モデルを用いた AI による専利・商標審査支援システムを継続的に最適化・高度化する。税関における知識財産権侵害リスクのインテリジェント識別モデルを最適化・整備する。知識財産権に関する行政法執行及び行政裁決のインテリジェント化・デジタル化を強化し、オンライン識別、リアルタイム監視及び発生源追跡の能力を高める。人工知能及びビッグデータ技術を活用し、大学及び研究機関の高価値専利のスクリーニング並びに企業とのマッチングに適切に取り組む。「AI+」知識財産権情報サービスの新たなユースケースを拡充する。オンライン出版、デジタル読書、知識サービス等の分野における人工知能技術の活用を推進する。

コラム 6 知識財産権による中小企業発展促進事業

大学及び研究機関の専利技術と中小企業との効率的かつ的確なマッチングを強化する。知識財産権と科学技術・産業・金融政策との連携を強化し、多様なルートを通じて中小企業による専利・著作権の事業化に必要な資金を確保する。中小企業による知識財産権の取得、迅速な権利擁護、多元的紛争解決及び海外での権利擁護対応等に対する支援を拡充する。輸出製品の知識財産権リスク点検を試行し、重点輸出中小企業の知識財産権コンプライアンス水準を高める。工業デザイン分野の中小企業に対する知識財産権保護を強化する。中小企業に対する知識財産権業務の研修及び指導を強化する。中小企業が産業知識財産権イノベーション連合体の設立に参加し、産業チェーンの中核企業、大学、研究機関等と共同で産業知識財産権協働発展モデルを構築することを奨励する。専利、商標、著作権、地理的表示等の各種知識財産権の相乗効果を総合的に発揮し、科学技術イノベーション能力が高く、商標・ブランドの知名度が高い中小企業を育成する。

知識財産権を特色とする経済を育成・拡大する。商標・ブランド戦略を実施し、政策による指導及び支援を強化し、国際的影響力を有する著名な商標・ブランド及び中国国産トレンドブランドをより多く育成する。団体商標及び証明商標制度の役割を発揮し、特色が明確で、競争力が高く、市場での信用が良好な産業クラスター・ブランド及び地域ブランドの構築を推進する。知識財産権と商業・観光・文化・スポーツ・健康との融合型利用場面を創出し、「知識財産権（IP）＋消費」を積極的に発展させる。著作権産業の質の高い発展を推進し、国家著作権取引センター（貿易拠点）、国家著作権イノベーション発展拠点及び優良著作権企業が著作権の移転・実用化及び活用を促進するよう誘導する。著作物の国際的な広報及び普及を強化し、より多くの優れた著作物の海外展開を推進する。地理的表示製品及びブランドを積極的に普及させ、地理的表示製品の取引を促進し、地理的表示製品の産業チェーンの延伸を推進する。

コラム 7 著作権による産業発展促進事業

国家著作権取引センター（貿易拠点）及び国家著作権イノベーション発展拠点の整備を強化し、優良な著作権産業クラスターを育成する。著作権産業調査に関する規范文書を研究・策定し、特定地域又は特定業界の著作権産業による経済的寄与に関する調査を支援する。著作権金融サービスのイノベーションを促進する。著作権展示会の開催を支援する。全国著作物登録審査ガイドラインの策定を検討し、著作権登録業務の効率を高める。著作権集中管理団体の運営を標準化し、当該団体に対する支援及び監督管理を強化する。業界団体及び商工会議所が著作権部門を設置することを奨励する。著作権関係民間団体が著作権のモニタリング、鑑定、権利擁護、紛争調停、学术交流及び広報等を積極的に実施することを支援・指導する。

コラム 8 地理的表示による地域特色経済発展促進事業

地理的表示資源の動的管理を強化し、地理的表示に対する個別保護と商標保護との相互連携を推進する。地理的表示のトレーサビリティを試行し、出所を確認でき、流通先を追跡でき、責任を追及できる仕組みを実現する。地理的表示の産地における専門的な検査・試験機関の整備を奨励する。国家地理的表示保護モデル区の整備を高い基準で推進し、新たな国家地理的表示保護モデル区を整備する。地理的表示保護事業を実施する。地理的表示製品に関する国家標準、地方標準及び団体標準等の整合的な整備及び連携した発展を推進する。地理的表示専用標章の使用に対する監督管理を強化し、信用に基づく等級別・類型別監督管理を試行し、地理的表示分野における権利侵害及

コラム 8 地理的表示による地域特色経済発展促進事業

び模倣等の違法行為を厳しく取り締まる。特色ある地理的表示ブランドの展示・普及に適切に取り組み、地理的表示製品の全プロセス管理を強化し、製品の品質を保障し、ブランドイメージを維持する。地理的表示の歴史的、文化的及び生態的価値を深く掘り起こし、地理的表示と文化観光等の産業との深い融合を推進し、特色ある地理的表示文化観光プロジェクト及び観光ルートの構築を支援する。

(六) 知識財産権サービス業の質の高い発展を促進する

知識財産権サービス能力を高める。知識財産権サービス業集積区の最適化及び高度化を推進する。知識財産権サービス機関が取引、移転・実用化、管理受託、投融資等の付加価値サービスを提供することを支援する。高水準の涉外知識財産権サービス機関を育成し、条件を備えた知識財産権サービス機関が海外に支店又は駐在員事務所を設置することを支援し、高水準の外国機関が中国で知識財産権サービスを提供することを奨励する。知識財産権サービス業標準体系の整備を推進し、標準実施の評価及び継続的な改善に適切に取り組む。専利・商標代理機関及びその業務従事者に対する等級別・類型別評価を実施し、質を重視した専利・商標代理サービスの入札を推進する。

知識財産権サービス業に対する監督管理を強化する。知識財産権代理業務の監督管理制度を整備する。専利代理業への参入審査を厳格に行い、商標代理機関の届出管理を強化する。法令及び規定に基づき、知識財産権サービス業における低価格による無秩序な競争を是正し、高品質に見合う価格及び健全な競争を特徴とする市場秩序の形成を推進する。地域横断的・部門横断的な監督管理の連携及び法執行協力を強化し、違法・規定違反の知識財産権代理行為を厳しく取り締まる。業界の自主規制を強化し、専利代理人の署名責任制度を厳格に実施し、専利代理機関のコンプライアンス経営及び代理業務従事者の適正な業務遂行を誘導する。専利・商標代理機関の信用評価を整備し、その結果の活用を強化する。著作権代理機関の等級別管理を試行する。

四、効率的なガバナンスを推進する知識財産権総合管理体系を継続的に整備する

(七) 知識財産権管理水準を全面的に向上させる

知識財産権業務の連携効率を高める。効率的な知識財産権総合管理体制を確立し、知識財産権の全プロセスにわたる保護を強化する。知識財産権強国建設に関する国家省庁間連絡会議制度を整備する。地域間の知識財産権業務の連携を強化し、東部・西部地域間の知識財産権ペアリング協力を深化させる。知識財産権強国建設モデル事業を一層実施し、「一省一策」により知識財産権強省の建設を推進する。重点地域における地域知識財産権活用プラットフォームの整備を支援する。自由貿易試験区及び海南自由貿易港が知識財産権をめぐる先駆的・統合的な取組を行うことを支援・指導する。

コラム 9 知識財産権による地域発展支援事業

知識財産権により地域重大戦略の実施を支援する。北京・天津・河北地域が質の高い知識財産権

コラム 9 知識財産権による地域発展支援事業

供給を強化し、科学技術成果の地域横断的な移転・実用化を促進することを奨励する。長江デルタ一体化における知識財産権保護の連携を深化させ、地域の開放型イノベーション・エコシステムの整備に貢献する。広東・香港・マカオ大湾区を知識財産権国際協力の中核拠点として整備することを継続的に推進し、香港による地域知識財産権取引センターの整備を支援する。知識財産権により長江中流都市群の連携したイノベーション及び発展を後押しすることを推進する。成都・重慶地域における知識財産権公共サービス連合体の整備を推進する。

知識財産権により地方の特色ある資源の優位性を発揮させる。種質資源が豊富な地域が種苗産業の知識財産権保護を強化することを支援し、種源の自主的な確保・管理の実現を後押しする。伝統文化、民間文芸等の資源が豊富な地域が著作権保護及び無形文化遺産保護を強化することを支援する。関係する国境省が ASEAN、中央アジア、北東アジア等の地域との知識財産権交流・協力を強化することを支援する。氷雪資源が豊富な地域が氷雪産業における知識財産権の戦略配置を強化することを支援する。沿海地域が海洋設備、海洋バイオ医薬等の産業における知識財産権の戦略配置を強化することを奨励する。データ資源が豊富な地域がデータに係る知識財産権制度の改革・イノベーションを深化させることを推進する。

知識財産権の審査管理水準を高める。一流の専利・商標審査機関の整備を一層推進し、専利・商標審査政策及び管理体系を整備し、審査協力メカニズムを最適化し、権利付与及び権利確定の質を継続的に高める。実用新案審査制度の改革を検討する。団体商標及び証明商標の審査基準を整備し、地理的表示の審査・認定業務を継続的に最適化する。著作権登録制度を整備し、全国統一著作権登録情報サービスプラットフォームの構築を研究する。植物新品種権審査ガイドラインを策定・公表し、審査方式及び試験体系を整備する。本質的派生品種制度の実施を加速し、関連する鑑定基準を研究・策定する。

コラム 10 専利・商標の質の高い審査・審理事業

専利・商標のニーズ対応型審査業務体系を確立し、多様な審査方式を充実させる。専利・商標の審査・審理と産業発展との連携を強化し、専利・商標の審査・審理基準を適時に整備し、複数の技術分野に関わる専利審査方式を創出する。専利・商標審査の質に関する監督・評価体系を整備し、審査業務の指導を強化する。専利・商標出願の質を源流から管理する。専利予備審査標準化ガイドラインを策定・公表し、専利出願及び予備審査の質に関するモニタリング・分析を強化し、代理、予備審査、受理及び審査等の各段階の連携を強化する。信義誠実の原則に反する専利出願、悪意ある無効審判請求行為及び悪意による商標の先取り出願に対する規制を継続的に強化する。秘密保持を要する専利出願及び秘密審査に関する政策の整備を検討する。

(八) 知識財産権公共サービスを強化する

知識財産権公共サービス能力を強化する。知識財産権公共サービス体系を整備し、省庁間連携、中央・地方連携及び地域協力を強化し、省内の知識財産権公共サービス機関に対する総合管理を強化し、条件を備えた地級市及び区・県が公共サービスの専門人材チームを強化することを支援する。省級著作権公共サービス機関の整備を強化し、特に地級市級著作権公共サービス機関に対する指導及び育成を強化する。知識財産権情報公共サービスの需給マッチングを強化し、知識財産権情報公共サービスの専門化及び特色化を推進する。技術・イノベーション支援センター等の

機関に対する指導及び育成を強化する。条件を備えた海外展開総合サービス拠点が知識財産権公共サービスを統合して提供することを支援する。重点産業園区における知識財産権公共サービス・ワークステーションの整備を推進する。

知識財産権公共サービスの質及び効率を高める。知識財産権分野のビジネス環境を最適化する試行を実施し、複製・普及可能な改革措置をより多く形成する。知識財産権公共サービスに関する国家標準を公表・実施し、知識財産権関係手続について、オンライン・オフラインを問わない同一受付及び同一基準による処理を推進する。知識財産権データ資源管理体系を整備する。知識財産権データに関する標準及び規範を整備し、データ資源の開発・利活用水準を高める。国家知識財産権ビッグデータセンター及び公共サービスプラットフォームの整備を強化し、涉外知識財産権保護、専利の移転・実用化及び活用等の機能を最適化する。知識財産権公共サービスによる企業支援・企業便益向上活動を実施する。知識財産権公共サービス機関における「評価—フィードバック—改善」のクローズドループ管理を強化し、知識財産権公共サービスの質を継続的に高める。

コラム 11 知識財産権データ開発・利活用事業

知識財産権公共サービスのデジタル・インテリジェント化を推進する。知識財産権データのオープン化及び共有を継続的に強化し、知識財産権データ資源を全面的に集約し、司法、金融、科学技術、市場監督管理等の関連分野のデータとの融合利用を推進する。知識財産権分野のデータ要素に関する保障を強化し、重点分野の専門データベースを構築し、信頼できる知識財産権データスペースの整備を強化する。知識財産権データの運用及びセキュリティ保障を強化する。インテリジェント検索、機械翻訳、データマイニング及びデータ分析等のスマートサービスツールを開発する。知識財産権データの代表的ユースケースを構築する。専門機関及び社会の多様な主体が知識財産権データの開発・利活用に深く参画することを支援し、知識財産権情報利用ツール及びサービス製品を開発する。

(九) 知識財産権に関する社会協働ガバナンスを強化する

知識財産権分野の信用・誠実性体系の整備を継続的に推進する。知識財産権分野の信用・誠実性体系整備管理弁法を研究・策定し、知識財産権分野の信用情報公示、信用失墜行為に対する制裁及び信用回復の各制度を整備する。知識財産権分野の信用誓約制度を普及させ、法令及び規定に基づき、知識財産権分野における違法・信用失墜行為を制裁し、典型事例の公表を強化する。知識財産権信用評価を試行し、知識財産権信用評価に関する国家標準を研究・策定し、知識財産権信用評価を行う第三者サービス機関を育成する。研究者の知識財産権意識に関する規範的な指導及び研究公正管理を継続的に強化する。

知識財産権人材の育成を強化する。全プロセス人材育成体系を確立し、高度人材、複合型人材及び実務型人材からなる人材チームの整備を加速する。知識財産権に関する法執行・司法及び行政裁決の人材チーム整備を強化し、人材育成及び交流を強化し、専門化及び職業化の水準を大幅に高める。技術調査官制度を整備し、技術調査官の選任、活用及び管理を強化し、知識財産権に関する法執行・司法における活用を強化する。知識財産権に関する調停、公証、仲裁及び鑑定の人材チーム整備を強化する。指導幹部及び国有企業責任者に対する知識財産権の学習・研修を強

化する。末端の知識財産権行政法執行担当者に対する研修及び指導を拡充する。国際知識財産権学院の整備を強化する。知識財産権に関する国家ハイレベル・シンクタンク及び特色あるシンクタンクを大いに発展させる。知識財産権専門人材の専門職称審査を強化する。知識財産権専門弁護士の人材チーム整備を強化する。専利代理人資格試験制度を整備する。

コラム 12 知識財産権人材けん引事業

北京・天津・河北地域、長江デルタ及び広東・香港・マカオ大湾区における高水準の知識財産権人材集積拠点の整備を継続的に推進する。大学の配置を活用して知識財産権人材の共同育成を推進する。知識財産権専門学位を質の高い形で整備し、知識財産権専門学位授与課程の設置及び発展を推進し、構造及び配置を継続的に最適化し、著作権関連の学問分野及び専攻の整備を一層推進し、知識財産権関連分野及び専攻の教育内容を適時に更新する。条件を備えた職業学校が知識財産権関連専攻を設置することを支援する。戦略的新興産業及び未来産業に向けた知識財産権人材の技能研修を強化し、地方知識財産権行政管理担当者の研修を実施し、実務技能及び専門能力を高める。

知識財産権文化の理念を社会に深く根付かせる。 知識財産権に関する法令普及広報を一層実施し、小中高等学校における知識財産権普及教育を強化する。全国知識財産権広報週間等のブランド広報活動を創意工夫して実施し、知識財産権強国建設の成果を適切に広報する。伝統メディアと新メディアの資源融合を深化させ、知識財産権統合メディアセンターを整備し、知識財産権統合メディア発信ネットワークの役割を発揮させる。知識財産権をテーマとする各種文化作品の創作及び文化活動の実施を奨励する。各地域が自らの産業上の特色及び文化的蓄積を踏まえて知識財産権広報教育を実施することを奨励する。

五、高水準の対外開放に資する知識財産権国際協力の新たな枠組みを積極的に構築する

(十) グローバル知識財産権ガバナンスに深く参画する

知識財産権に関する多国間協力体制を積極的に維持・発展させ、国際連合、世界貿易機関等の国際的枠組み及び多国間メカニズムにおける協力を強化し、多国間・二国間の知識財産権交渉に深く参画し、世界知的所有権機関の多国間業務に建設的に参画し、グローバル知識財産権サービス体系の整備を推進する。知識財産権仲裁及び調停等の分野における国際協力を強化し、国際紛争解決能力を高める。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、デジタル経済連携協定等の多国間・二国間経済貿易協定における知識財産権問題の研究及び交渉を積極的に行い、より多くの国及び地域と、貿易関連の知識財産権ルールを含む国際協定及び地理的表示保護協定を交渉・締結することを推進する。人工知能、ビッグデータ、グリーン・低炭素等の新興分野における知識財産権の国際ルール及び標準の策定を深く研究し、これに参画する。

(十一) 知識財産権分野の国際交流・協力を継続的に深化させる

相互尊重、公平・正義及び協力・ウィンウィンを堅持し、各国との知識財産権分野の協力を深化させる。「一帯一路」知識財産権協力を質の高い形で推進する。重点国・地域との知識財産権分野における多国間・二国間協力を深化させ、グローバル・サウス諸国の知識財産権能力向上を支援する。主要貿易相手国との知識財産権協力協定を強化し、産業チェーン及びサプライチャー

ンに関する国際協力により良く貢献する。多国間・二国間の法執行協力メカニズムを活用し、国際共同法執行活動に積極的に参加し、多国籍(越境)知識財産権犯罪を法に基づき厳しく取り締まる。専利審査ハイウェイの国際協力ネットワークを引き続き強化・拡大する。国内のイノベーション主体が多様なルートを通じて質の高い海外専利出願を行うよう誘導し、専利と標準の連携した戦略配置を推進し、海外における有効特許件数を着実に増加させる。より多くの中国の商標・ブランド及び地理的表示製品の海外展開を推進する。非政府組織が知識財産権分野の国際交流・協力において積極的な役割を果たすよう促進する。知識財産権国際フォーラム及びブランド活動を構築し、知識財産権分野の国際発信力を継続的に高める。地方が実務的に知識財産権分野の対外交渉を実施することを支援し、高水準の対外交渉に貢献する。

コラム 13 「一帯一路」知識財産権質の高い協力事業

「一帯一路」共同建設国・地域との間で、知識財産権分野の情報化インフラ整備に関する協力を強化する。「一帯一路」共同建設国・地域に対し、知識財産権検索、審査及び研修等の多様なサービスを提供し、審査情報の共有及びデータ交換を推進する。「一帯一路」知識財産権修士学位教育プロジェクトを継続的に実施する。「一帯一路」共同建設国・地域との知識財産権法執行協力を強化する。「一帯一路」共同建設国・地域の知識財産権法制度及び政策環境に対する追跡研究を強化し、企業の海外展開に指導及び利便を提供する。

六、組織的保障を強化する

中国共産党による知識財産権業務への全面的指導を堅持し、知識財産権強国建設に関する国家省庁間連絡会議の役割を十分に発揮させ、統一的指導、部門間連携及び中央・地方の連動による業務体系を整備する。各地域及び各関係部門はこれを極めて重視し、調整及び協力を強化し、実情に即して本計画を着実に貫徹し、実施しなければならない。国家知識財産権局は総合調整を強化し、関係部門と共同で政策広報・解説に適切に取り組み、年次推進計画を策定し、計画の実施状況に関する継続的モニタリング、中間評価及び総括評価を行い、本計画の実施が秩序立って推進されるよう確保しなければならない。重要事項については、所定の手続に従い、適時に中国共産党中央及び国務院へ上申・報告する。

索引番号： 000014349/2026-00060

主 題 分 類： 科学技術・教育\知識財産権

発出機関： 国務院

文書作成日： 2026 年 07 月 27 日

表 題： 「知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 年計画」の印刷配布に関する国務院の通知

文書番号： 国発〔2026〕30 号

公 表 日： 2026 年 07 月 31 日

出所：2026 年 7 月 31 日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

https://www.gov.cn/zhengce/content/202607/content_7077199.htm

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・

データ・解釈などをできる限り 正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。